報告第３号

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

財政健全化法（平成１９年度法律第９４号）第３条第１項及び第２２条の規定に基づき、令和７年度木祖村健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告する。

令和８年　９月１０日　　報　　告　　木祖村長　奥　原　秀　一

健全化判断比率の状況（令和7年度）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
204251	長野県	木祖村	－	－	8.2	－

（単位：%）

標準財政規模（千円）	うち臨時財政対策債発行可能額					
		早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
2,214,559	0	財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

公営企業に係る資金不足比率　　※公営企業の資金不足比率（%）＝資金不足額／事業の規模

事業会計名（法適用）	流動負債	控除企業債等	流動資産	計	資金不足額・余剰金額	資金不足額	資金不足比率
木祖村簡易水道事業会計	75,934	55,142	120,691	△ 99,899	99,899	－	－
木祖村下水道事業会計	149,395	133,864	55,229	△ 39,698	39,698	－	－

〇資金不足額

・地方公営企業法適用の会計では、流動負債等（控除財源を控除した額）が流動資産を超えた場合のその超えた額の事をいいます。
・本村の事業会計では、流動負債等（控除財源を控除した額）が流動資産を超えていないため、資金不足なし、資金不足比率も算定されていません。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

財政健全化法は、「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「実質公債費比率」・「将来負担比率」（以下健全化判断比率）・資金不足比率（公営企業分）の各指標について平成１９年度決算から公表し、当該指標が基準以上となれば平成２０年度決算からは財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化を図るための計画を策定し、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、財政の健全化に資することを目的とされたものです。

この健全化比率等は、監査委員の意見を付けて議会に報告し、住民に公表しなければならないとされており、健全化等の計画を策定した場合は、議会の議決を経て総務大臣への報告が義務付けられています。また、報告と併せて外部監査の導入、起債の制限、国・県等からの勧告等の措置がとられ、計画の執行状況報告とともに財政再建まで継続されます。

○早期健全化・財政再生・経営健全化基準

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 （一般会計等の実質赤字の比率）	11.25～15% （標準財政規模に応じ）	20%
連結実質赤字比率 （全ての会計の実質赤字の比率）	16.25～20% （標準財政規模に応じ）	30%
実質公債費比率 （公債費及び公債費に準じた経営の比重を示す比率）	25%	35%
将来負担比率 （公営企業ごとの資金不足の比率）	350%	
公営企業における資金不足比率	20%	

※標準財政規模

標準的な行政活動を行うために必要な経常的な一般財源の総量

○健全化判断比率等の概要

		概　　要
健全化判断比率	実質赤字比率 （一般会計等の実質赤字の比率）	・福祉、教育、村づくり等を行う一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。
	連結実質赤字比率 （全ての会計の実質赤字の比率）	・全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示す比率です。
	実質公債費比率 （公債費及び公債費に準じた経営の比重を示す比率）	・地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税措置分を除く。）に充当されたものの占める割合の過去３年間の平均値を指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。
	将来負担比率 （公営企業ごとの資金不足の比率）	・地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。
公営企業における資金不足比率		・公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。

健全化判断比率等の概要について

●実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 ＝ 繰上充用額 ＋（支払繰延額＋事業繰越額）

●連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

●実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金（※））} - \text{（特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（※）準元利償還金：次のイからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

●将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 将来負担額：次のイからチまでの合計額
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

●資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前にチェックしています。1

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 －流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：
事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模： 事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用）

新しい法制

（健全財政）

現行制度

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定（議会の議決）、
外部監査の要求の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】
・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（財政悪化）

＜現行制度の課題＞

・分かりやすい財政情報の開示等が不十分

・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない

・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない

・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度（地方公営企業法）

健全化判断比率等の対象

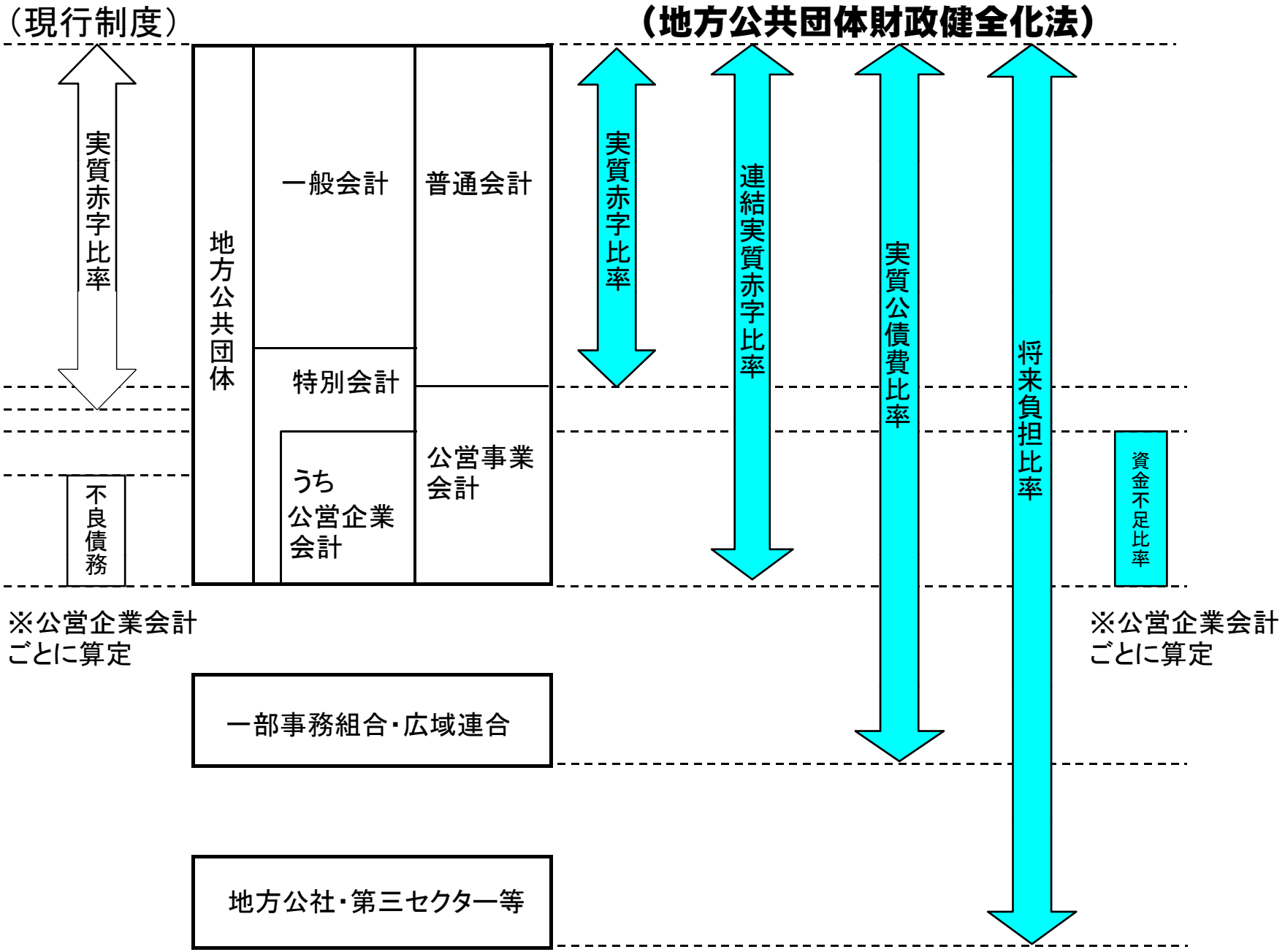

総括表①　健全化判断比率の状況　（令和7年度決算）

Ver.07.00

（単位：%）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
204251	長野県	木祖村	－	－	8.2	－

団体区分　5.町村

↑※必ず選択して下さい。

（単位：%）

標準財政規模（千円）	うち臨時財政対策債発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
2,214,559	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 （令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 **長野県木祖村**

（単位：千円）

会計名			実質収支額	（分母比）
一般会計等	一般会計		75,379	3.4
	一般会計等に属する特別会計			
小計			75,379	3.4
標準財政規模			2,214,559	100.0
実質赤字比率（%）			**-3.40**	※

会計名		実質収支額	（分母比）
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	木祖村国民健康保険特別会計	2,533	0.1
	木祖村後期高齢者医療制度特別会計	618	0.0

会計名			資金不足・剰余額	（分母比）
法適用企業	宅地造成事業以外	木祖村簡易水道事業会計	99,899	4.5
		木祖村下水道事業会計	39,698	1.8
	宅地造成事業			
法非適用企業	宅地造成事業以外			
	宅地造成事業			
合計			218,127	9.8
標準財政規模（再掲）			2,214,559	100.0
連結実質赤字比率（%）			**-9.84**	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（%）」又は「連結実質赤字比率（%）」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 長野県木祖村

（単位：千円）

	① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）（３③Ａ表「元利償還金」欄の数値を転記）	② 積立不足額を考慮して算定した額（３①表「エ」欄の数値を転記）	③ 満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）（３①表「ウ」欄の数値を転記）	④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（３②表「合計※」欄の数値を転記）	⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑦ 一時借入金の利子	⑧ 特定財源の額（３③Ａ表「特定財源計」欄の数値を転記）	⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る）
令和5年度	381,535			170,181	7,516	6,383		15,155	77,836	329,048	3,894
令和6年度	408,607			181,333	1,038	6,727		24,561	77,358	348,357	2,301
令和7年度	410,736			178,558	3,243	5,328		23,631	75,896	350,945	1,839

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債発行可能額
令和5年度	637,845	1,458,049	10,467
令和6年度	633,013	1,512,238	4,886
令和7年度	633,017	1,581,542	

	⑮ 地方財政法第５条の３第４項第１号の規定に基づき総務大臣が定める額（特別区のみ記入）

	実質公債費比率（単年度）
令和5年度	8.23799
令和6年度	8.42728
令和7年度	8.15027

実質公債費比率（３か年平均）
8.2

（参考）

	⑥の内訳								
	ＰＦＩ事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第７条第１号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第７条第２号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第７条第３号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第７条第４号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第７条第５号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第６号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第７号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第７条第８号）	利子補給に係るもの（政令第12条第４号）
令和5年度									6,383
令和6年度									6,727
令和7年度									5,328

総括表④　将来負担比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名　**長野県木祖村**

将来負担額

（単位：千円）

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等（損失補償、信託、貸付）	連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
2,710,419	0	429,734	1,230,876	376,097	0	0	0	0	0	0	0
（分母比）152		24	69	21							

充当可能財源等

（単位：千円）

充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
2,379,870	43,271	0	2,960,960
（分母比）133	2		166

将来負担額　A		充当可能財源等　B		A　－　B		将来負担比率（%）
4,747,126	266	5,384,101	302	−636,975	−36	−
標準財政規模　C		算入公債費等の額　D		C　－　D		−35.6
2,214,559	124	428,680	24	1,785,879	100	